

法人会員規約

第1条(目的)

この法人会員規約(以下「本規約」という。)は、法人会員の入退会、会費の納入等について規定するものである。

第2条(法人会員)

法人会員とは、当法人の目的に賛同する法人その他の団体であって、本規約に従って、法人会員となることを申込み、かつ当法人が法人会員となることを承認した法人その他の団体をいう。法人会員の種別は、一般法人会員及び特別法人会員の二種とする。

第3条(入会)

1. 法人会員となろうとする者は、当法人が別途定める様式による法人会員入会申込書を当法人に提出する。法人会員となる者は、入会申込書において希望する会員種別を記載するものとする。
2. 前項の入会申込書が提出された場合には、当法人は、速やかにその適否を判断の上、その結果を申込者に対して通知する。
3. 前二項の手続は、当法人が別途定めるオンライン上の様式により、オンライン上で行うことができる。

第4条(年会費)

1. 法人会員は、毎年、年会費として、法人会員の種別に応じて、理事会が定める金額を当法人に支払う。
2. 年会費の支払いは、当法人が別途定める時期及び方法によるものとする。
3. 前二項の金員は、法人会員の除名、退会その他事由の如何を問わず、返還されない。

第5条(特典)

法人会員は、理事会が定める特典を享受することができる。特典の内容については、理事会の決議により各法人会員に事前に予告することなく変更される場合がある。

第6条(退会及び除名)

1. 法人会員は、当法人が別途定める様式の退会申込書を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。
2. 当法人は、法人会員が本規約に違反した場合、法人会員入会申込書の記載に虚偽があったことが判明した場合、当法人の名誉を毀損した場合又は反社会的勢力との関係その他正当な事由がある場合には、理事会の決議によって、法人会員を除名することができる。

第7条(法人会員資格の喪失)

前条の場合のほか、法人会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 当該法人会員が解散したとき。
2. 第4条の支払いを1カ月以上遅滞したとき。

第8条(法人会員の名称の公表)

当法人は、法人会員から同意を取り付けた上で、当該法人会員の名称を当法人の会社案内、ウェブサイト等において、公表することができる。

第9条(細則)

本規約の実施に必要な細則は、代表理事が別途定めるものとする。

第10条(改廃)

本規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

- 1 この規約は、令和7年3月24日より施行する。